

# 岐阜県公報

号外 (16) 令和7年4月1日

## 目次

### 規則

岐阜県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則 (県民生活課) 一

岐阜県立高等学校授業料の免除等に関する規則の一部を改正する規則 (教育財務課) 一

### 訓令

岐阜県事務合理化対策委員会規程の一部を改正する訓令 (行政管理課) 二

## 規則

岐阜県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年四月一日

岐阜県知事 江崎 禎英

岐阜県規則第四十号

岐阜県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県特定非営利活動促進法施行条例施行規則 (平成十年岐阜県規則第百号) の一部を次のように改正する。

第三条第二項及び第十条中「岐阜県庁環境生活部県民生活課内」を「岐阜県庁環境工  
ネルギー生活部県民生活課内」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県立高等学校授業料の免除等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年四月一日

岐阜県知事 江崎 禎英

岐阜県規則第四十一号

岐阜県立高等学校授業料の免除等に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県立高等学校授業料の免除等に関する規則 (昭和四十六年岐阜県規則第百五号)

の一部を次のように改正する。  
附則に次の一項を加える。

4 令和七年四月から六月までの月割額に係る納入期限は、それぞれ同年九月二十日まで延長するものとする。この場合において、第三条、第四条、第五条第二項、第六条及び第七条の規定は、適用しない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令 甲

岐阜県訓令甲第十四号

庁中一般  
各現地機関

岐阜県事務合理化対策委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年四月一日

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県事務合理化対策委員会規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務合理化対策委員会規程（昭和三十二年岐阜県訓令甲第八号）の一部を次のように改正する。

「清流の国推進部清流の国づくり政策課長

」総合企画部総合

別表中 清流の国推進部デジタル推進局デジタル戦略推進課長 を 総合企画部未来

清流の国推進部デジタル推進局情報システム課長 』 総合企画部未来

政策課長

創成局デジタル戦略推進課長 に、「環境生活部環境生活政策課長」を「環境エネルギー

創成局情報システム課長

「子ども・生活部環境生活政策課長」に、  
「商工労働部商工・エネルギー政策課長」を  
「子ども・観光国際部観光国際政策課長」を  
「子ども・観光文化」

部商工労働政策課長  
に改める。

スポーツ部観光文化スポーツ政策課長」

附則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

令和七年四月一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一  
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社